

(様式 1-3)

福島県 (飯舘村) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	村内放射線量モニタリング業務	事業番号	(3)-23-3
交付団体	飯舘村	事業実施主体 (直接/間接)	飯舘村 (直接)		
総交付対象事業費	(588,226 (千円)) 637,678 (千円)	全体事業費	(588,204 (千円)) 637,656 (千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
平成 27 年 6 月 17 日に制定された「いいたて までの復興計画 第 5 版」の当面の取り組みに、「安心して生活できる徹底した放射線対策の推進」を掲げ、村への帰還事業の一環として「村内放射線に対する情報提供」を計画しており、住民の不安軽減と安心・安全の確保に寄与するとともに、そのことにより住民の早期帰還を促していく。					
事業概要					
東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故後、12 年を経過しようとしている今も、多くの村民が放射能による健康への影響に不安を抱いている。 空間線量が及ぼす体への影響「外部被ばく」不安の声が多く寄せられていることから、放射線量のモニタリング対策を実施し、放射能への不安を少しでも和らげ、安全、安心な日常の生活の再生を加速する。					
1. 食品放射性物質測定委託業務事業					
・食品 (農作物等) にかかる放射性物質不安を解消するために、各公共施設に配置している食品放射能スクリーニングシステムを運営する。(民間企業 10 箇所 (ただし、行政区委託業務の補助も含む)) また、村民がどの農産物がどの程度の放射能濃度があるか理解してもらうとともに、今よりも放射性物質測定器を利用しやすくするため、令和 3 年度より行政区施設に設置してある測定機は民間企業の指導を受けながら、行政区が主体となり運営する。(3 箇所)					
2. 食品放射性物質測定機器点検校正委託業務事業					
・検査機器の信頼性と精度を高めるために、年 1 回の点検校正を実施する。 食品放射性物質測定器校正 (破壊式 10 台、非破壊式 11 台)					
3. モニタリングポスト保守点検業務					
・村で保守点検を行っている 90 基のモニタリングポストの保守点検を実施する。					
(事業間流用による経費の変更) (令和 5 年 1 月 13 日)					
見積合の結果により、委託費が減額したため、(3)-23-5 水道水に対する住民不安解消事業へ 22 千円 (国費 22 千円) を流用。これにより、交付金対象事業費は 588,226 千円 (国費 588,226 千円) から 588,204 千円 (国費 588,204 千円) に減額。					
当面の事業概要					
<令和 5 年度>					
1. 食品放射性物質測定委託業務事業					
・食品放射性物質測定委託業務事業 33,699 千円					
2. 食品放射性物質測定機器点検校正委託業務事業					
・食品放射性物質測定器校正 (破壊式 10 台、非破壊式 11 台) 6,226 千円					

<p>3. モニタリングポスト保守点検業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飯舘村内にある 90 基のモニタリングポストの保守点検を行う。 9,527 千円 	
<p>地域の帰還・移住等環境整備との関係</p>	
<p>飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。</p> <p>飯舘村が、放射性物質による外部被ばくの不安を解消するために、放射線測定を行うことにより、村民が「戻る」「戻らない」の選択を行うにあたり、一人でも多くの村民の帰村を促すことに資するものである。</p>	
<p>関連する事業の概要</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 	
<p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p>	
<p>関連する基幹事業</p>	
事業番号	
事業名	
交付団体	
<p>基幹事業との関連性</p>	
<p></p>	

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

NO.	113	事業名	飯舘村移住・定住促進ツアー企画・運営事業	事業番号	(7)-49-3
交付団体		飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費		(8,800（千円） 22,561（千円）	全体事業費	(8,800（千円） 22,561（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>本村は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に起因する東京電力福島第 1 原子力発電所の事故により約 6 年間、全村に避難指示が出された。その後、平成 29 年 3 月 31 日に長泥地区を除く 19 行政区の避難指示が解除され、住民の帰還が進められることとなったが、長期の避難生活により生活基盤が村外に確立してしまった世帯も多く、令和 4 年 4 月 1 日時点において、村内で生活している村民が 778 世帯、1,476 人に留まっていることが本村の課題となっている（平成 23 年 3 月 11 日住民登録人口 6,509 人）。</p> <p>また、少子高齢化も課題であり、本村の高齢化率（65 歳以上人口比率）は平成 22 年の 30% から、令和 7 年には 40% 前後まで上昇してしまうと想定される。</p> <p>これらの課題を解決し、地区コミュニティの再生・再構築や産業の活性化等、村内全体の復興再生を図るため、新たな活力を呼び込むことに繋がる交流・関係人口の拡大や住民の移住・定住の促進が本村として必要である。</p> <p>なお、村としては、「飯舘村第 6 次総合振興計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」において、移住関連分野の施策として「関係人口を増やし、交流を深める仕組みをつくる」、「移住・定住の受け入れを推進する」、「安心して定住できる環境の整備」等を掲げていることから、飯舘村第 6 次総合振興計画に基づき、移住のきっかけとしての交流推進、定住に繋がる移住推進、そして定住者が住み続けられる環境の整備推進を進めることとしている。</p> <p>これらのことから、村は、さらなる再生と発展を目的として、ふるさとの担い手により地域の魅力を最大限引き出しながら交流・移住・定住の促進に取り組むため、移住推進体制の整備を進める。</p>					
事業概要					
<p>本村では、効果的な交流・移住・定住を促進するため、令和 4 年 7 月に「移住サポートセンター（以下センター）」を開設して移住関連事業に取り組んできた。</p> <p>令和 4 年度の現時点での実績としては、センターでの対応や、空き家の紹介、登録、交流人口獲得のためのツアー実施などの結果、ツアーによる 20 名の交流人口の創出及び 7 世帯 14 名の移住者の実績となった。</p> <p>またいずれも本村が掲げる中期戦略およびターゲット層に合致した世帯の移住となった。</p> <p>一方で、中期戦略の移住者数の目標値と現状を比較し、課題として継続して交流人口が少ないことを確認した。</p> <p>このため、移住の前提となる交流人口（飯舘村を知るまたは知り得る機会）が少なく、移住者数の増加が期待できない。</p> <p>このことから、移住検討者の移住意欲を向上させるため、移住・定住促進ツアーを継続して実施する。また令和 5 年度については、ツアーを実施する回数を令和 4 年度の 3 回から 6 回に増やして、さらなる交流人口の増加を狙う。</p> <p>ツアーでは、先輩移住者や村の担い手が村内に展開する拠点の訪問や、ワークショップの実施等を検討している。それらを通してより深く村を知ってもらおうと共に、村民とのつながりを作ることで、ツアー後も村を訪問するきっかけとなることが期待される。</p> <p>以上から、移住促進ツアーの企画や運営について委託を実施する。</p> <p>※飯舘村移住・定住促進中期戦略における位置づけは次のとおり。 ・「6. 移住・定住の主な取組」の「(3) 移住・定住促進ツアー企画・運営」</p>					

2. 総合振興計画における当該事業の位置づけ

飯舘村第6次総合振興計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）において、移住関連事業は福祉や防災等と並び重点事業種別の一つとして位置づけられており（計画書 P.17 参照）、「関係人口を増やし、交流を深める仕組みをつくる」、「移住・定住の受け入れを推進する」、「安心して定住できる環境の整備」等の記載もある（計画書 P.46 参照）ことから、当該事業は飯舘村第6次総合振興計画に沿ったものである。

当面の事業概要

<令和5年度>

飯舘村移住・定住促進ツアー企画・運営事業として、次の事項について外部企業に業務を委託する。

飯舘村移住・定住促進ツアー企画・運営事業業務 13,761,000円

- ① 村内移住ツアー（1泊2日） 6回

<令和6年度以降>

令和5年度の内容を基本としつつ、必要に応じて内容を見直す。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本事業によって移住・定住を促進するツアーが実施されることで、移住者が増加し、移住者が定住者として村に住み続けることによって、ふるさとの担い手による地区コミュニティの再生・再構築や産業の活性化等が図られ、村内全体の復興再生につながる。

関連する事業の概要

特になし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県 (飯舘村) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

NO.	114	事業名	飯舘村空き家・空き地バンク登録推進事業	事業番号	(7)-49-4
交付団体		飯舘村	事業実施主体 (直接/間接)	飯舘村 (直接)	
総交付対象事業費		(8,800 (千円)) 22,289 (千円)	全体事業費	(8,800 (千円)) 22,289 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>本村は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に起因する東京電力福島第 1 原子力発電所の事故により約 6 年間、全村に避難指示が出された。その後、平成 29 年 3 月 31 日に長泥地区を除く 19 行政区の避難指示が解除され、住民の帰還が進められることとなったが、長期の避難生活により生活基盤が村外に確立してしまっただ世帯も多く、令和 4 年 4 月 1 日時点において、村内で生活している村民が 778 世帯、1,476 人に留まっていることが本村の課題となっている (平成 23 年 3 月 11 日住民登録人口 6,509 人)。</p> <p>また、少子高齢化も課題であり、本村の高齢化率 (65 歳以上人口比率) は平成 22 年の 30% から、令和 7 年には 40% 前後まで上昇してしまうと想定される。</p> <p>これらの課題を解決し、地区コミュニティの再生・再構築や産業の活性化等、村内全体の復興再生を図るため、新たな活力を呼び込むことに繋がる交流・関係人口の拡大や住民の移住・定住の促進が本村として必要である。</p> <p>なお、村としては、「飯舘村第 6 次総合振興計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)」において、移住関連分野の施策として「関係人口を増やし、交流を深める仕組みをつくる」、「移住・定住の受け入れを推進する」、「安心して定住できる環境の整備」等を掲げていることから、飯舘村第 6 次総合振興計画に基づき、移住のきっかけとしての交流推進、定住に繋がる移住推進、そして定住者が住み続けられる環境の整備推進を進めることとしている。</p> <p>これらのことから、村は、さらなる再生と発展を目的として、ふるさとの担い手により地域の魅力を最大限引き出しながら交流・移住・定住の促進に取り組むため、移住推進体制の整備を進める。</p>					
事業概要					
<p>本村では、効果的な交流・移住・定住を促進するため、令和 4 年 7 月に「移住サポートセンター (以下センター)」を開設して移住関連事業に取り組んできた。</p> <p>令和 4 年度の現時点での実績としては、センターでの対応や、空き家の紹介、登録、交流人口獲得のためのツアー実施などの結果、ツアーによる 20 名の交流人口の創出及び 7 世帯 14 名の移住者の実績となった。</p> <p>また、いずれも本村が掲げる中期戦略およびターゲット層に合致した世帯の移住となった。</p> <p>一方で以下のように課題を確認した。</p> <p>令和 4 年度からの引き続きの課題であるが、中期戦略で狙う移住者数に見合った空き家・空き地数には達しておらず、空き家数が少ない。</p> <p>令和 4 年度から引き続き、空き家等の登録物件を増やすため、空き家等登録推進業務で候補物件の外観内観調査をしながら、物件所有者へのヒアリング、空き家の修繕費用算出、居住環境評価等を行う。</p> <p>令和 5 年度においては、令和 4 年度事業の空き家等登録作業を継続するとともに、DIY イベントを企画する。これは、対象を移住検討者・移住者とし、空き家リノベーション等の可能性を具体的に示し、参加者が居住する候補となる空き家の幅を広げることで、さらなる移住検討者の本村への移住意欲を向上させるとともに、移住者の定住意欲を促進する。</p> <p>これらのことから、空き家等の登録物件を増やすため、飯舘村空き家等登録推進業務について委託を実施する。</p> <p>※飯舘村移住・定住促進中期戦略における位置づけは次のとおり。 ・「6. 移住・定住の主な取組」の「(4) 空き家・空き地の活用」</p>					

2. 総合振興計画における当該事業の位置づけ

飯舘村第6次総合振興計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）において、移住関連事業は福祉や防災等と並び重点事業種別の一つとして位置づけられており（計画書 P.17 参照）、「関係人口を増やし、交流を深める仕組みをつくる」、「移住・定住の受け入れを推進する」、「安心して定住できる環境の整備」等の記載もある（計画書 P.46 参照）ことから、当該事業は飯舘村第6次総合振興計画に沿ったものである。

当面の事業概要

<令和5年度>

飯舘村交流・移住・定住等促進支援として、次の事項について外部企業に業務を委託する。

飯舘村空き家・空き地バンク登録推進業務 13,489,300円

- ① 調査・登録促進業務（村内空き家掘り起こし調査、建築士・工務店等による外観内観調査等）
- ② 空き家利用促進業務（移住者（移住予定者含む）の空き家 DIY 作業による空き家利活用啓発イベント等）

<令和6年度以降>

令和5年度の内容を基本としつつ、必要に応じて内容を見直す。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本事業によって移住者の居住先が整備されることで、移住者が増加し、移住者が定住者として村に住み続けることによって、ふるさとの担い手による地区コミュニティの再生・再構築や産業の活性化等が図られ、村内全体の復興再生につながる。

関連する事業の概要

特になし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県(飯舘村) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和5年1月時点

NO.	116	事業名	新規就農者技術習得管理施設整備事業	事業番号	(5)-41-4
交付団体	飯舘村		事業実施主体(直接/間接)	飯舘村(直接)	
総交付対象事業費	(23,476(千円)) 347,987(千円)		全体事業費	(359,086(千円)) 347,987(千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

飯舘村は、平成23年3月11日発生の東日本大震災及び東京電力福島第1原子力発電所事故により全村避難を余儀なくされたが、平成29年3月までに環境省によって居住区域並びに農地の除染作業がほとんど終了し、帰還困難区域である長泥地区を除き、19行政区の避難指示が解除された。

避難指示解除後の帰還及び移住定住を促進するためには、農業施設、道路、上下水道、医療施設、商業施設、金融機関等の生活に密着した施設の復興はもとより、村民コミュニティ活動の活性化を図ることが必要であり、当村の主たる産業である農業の再開と安定的な経営・定着が重要とされているところである。しかしながら、避難によって進んだ担い手の高齢化や後継者不足の問題などが村での農業の再開に大きな影を落としている。そのため、これまでの農業者だけでなく、併せて移住農業者の受け入れを促進することが必要となっている。震災前より村の基幹産業であった農業の魅力を広く発信し、村での農業体験、技術習得、経営に必要な知識の習得の仕組みを作ることにより、新たな担い手を発掘するとともに農業を通じた村内外の交流を促進することで村民のコミュニティ活動の活性化を図り、帰村と移住・定住を促進するものである。

事業概要

飯舘村第6次総合振興計画において策定された新規就農者向けコーディネート等推進事業計画を踏まえ、新規就農者技術習得管理施設整備を行う。

飯舘村は震災前より農業が盛んであり、稲作や畜産、葉たばこを中心に、冷涼な気候を生かした野菜栽培や花卉栽培などに取り組んできた。現在、飯舘村は一部を除き避難指示が解除されたものの、農業従事者の後継者不足や担い手の減少など村の基幹産業である農業に大きな影響を与えている。

このため、村民のみならず、農業に興味を持つ移住希望者などへ幅広く農業の魅力を発信し、村への帰村と移住・定住を促進する。また、同時にそれらの希望者に対して農業の技術習得の場を設け、新たな担い手を発掘するとともに農業を通じた村内外の交流を促進することで村民のコミュニティ活動の活性化を図り、新規就農者の育成を行う重要な施設として新規就農者技術習得管理施設整備を進める。

当面の事業概要

<令和5年度>新規就農者技術習得管理施設建設工事
新規就農者技術習得管理施設工事監理業務

地域の帰還・移住等環境整備との関係

飯舘村の基幹産業である農業の再生・復興のためには、営農意欲が高い農業従事者の確保が重要な課題であり、新規就農者の増加が必要不可欠である。

また、次世代農業者の育成や就農に対する不安払しょくのため、農業技術や経営管理能力の習得を図り、就農者の増加と円滑な営農活動の再開、安定的な経営を目指す役割に資するものとして施設整備を進める。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和5年1月時点

NO.	6	事業名	飲料水安全確保支援事業	事業番号	(2)-19-2
交付団体	飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）		
総交付対象事業費	(455,898（千円）） 519,660（千円）	全体事業費	(442,537（千円）） 506,299（千円）		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>いいたてまでの復興計画において、“村民一人ひとりに対する支援”は重点施策の一つである。村民が現状及び将来の生活に対し、困難に感じること、不安に思っていること等を丁寧に把握し、それらの障害の解消に資する取組を可能な限り行うこととしている。</p> <p>特に、住環境における放射能汚染については、多くの村民が不安を抱えており、帰村という決断を阻む大きな障壁である。徹底した住環境の除染を行った上で、除染実施後の効果検証、再汚染の防止、放射線の低減に係る取組及び放射線を取り込まない措置の実施について、村民一人ひとりに寄り添ったきめ細かい支援を行うことにより、村民各自が不要な不安を解消し、安心・安全を確認できることにつながり、一人でも多くの村民の帰村を促すことにつなげていくものである。</p>					
事業概要					
<p>村民の低線量放射線への不安を払拭し、安心して帰還できる生活環境を整えることを目的とし、放射線を取り込まない措置として、帰村を希望する村民に対して、次の事業を実施する。</p> <p>対象行政区：長泥</p> <p>1 新たな井戸の掘削</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成29年9月29日)</p> <p>流用先：(2)-19-1 飯舘村帰還再生生活道路整備事業</p> <p>流用額：13,361千円(国費：13,361千円)</p> <p>流用後交付対象事業費：206,114千円(国費：206,114千円)</p>					
当面の事業概要					
<p><令和4年度></p> <p>帰村を希望する村民に対し、新たな井戸の掘削を行う。『拠点内6箇所』</p> <p><令和5年度></p> <p>前年度と同様 『拠点内10箇所』</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>飲料水の安全確保を行うことにより、放射線を体内に取り込まない措置を講ずることができ、原災による全村避難によって放置された村の生活環境の安全性・快適性を取り戻すことにつながるものである。</p> <p>除染後も、継続して丁寧な放射能汚染対策を進めることにより、子育て世代も含む幅広い世代の帰村を促すことにつながり、飯舘村の再生・復興に資するものである。</p>					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和5年1月時点

NO.	44	事業名	放射線相談支援事業	事業番号	(3)-24-1
交付団体	飯舘村		事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費	(112,360 (千円)) 128,992 (千円)		全体事業費	(112,360 (千円)) 128,992 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>飯舘村は東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により全村避難となったが、平成29年3月末に1行政区を残し、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除となり、現在、インフラ整備を始めとする、復興に向けたさまざまな取組を進めている。</p> <p>本事業では、村民が抱える放射線に関わる健康上の相談など今後の生活上の不安等に関する相談に応じる等の活動を通じ、村民の放射線等による心身の健康、居住環境も含めた村での生活の不安を解消し、村民の帰還の促進及び飯舘村の再生に資することを目的とする。</p>					
事業概要					
<p>村民への放射線の影響に関連し、心身の健康、居住環境の改善を含めた村での生活の不安を解消し、村民の帰還の促進に資するため、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 相談員等支援業務</p> <p>村民の放射線に関連する健康・生活上の不安に対し、社会福祉協議会の生活支援相談員や役場所属の健康相談担当職員等（以下「相談員等」という。）と連携して、相談員等による村民への個別訪問に同行・傾聴する。役場、社会福祉協議会、関係機関が村民からの悩みを聞く場を設ける場合にも、参加して相談に応じる。また、相談員等からの相談内容の聴取等により、放射線に関連する村民の問題意識を明らかにする。相談内容について、専門的知見が必要な内容は必要に応じて専門家に照会し、回答・対応方針を検討のうえ、相談員等と連携しつつ、検討結果を相談者へ訪問等により回答する。</p> <p>(2) 研修会等へ参加</p> <p>上記(1)の相談員等支援業務を通じて明らかになった、放射線等に関連する村民の問題意識を踏まえ、県や村が主催する研修会等へ参加し、また、関係機関による専門家との情報共有の場に参加するほか、村民主催による自発的な集会への要請があった場合も、可能な限り参加する。</p>					
当面の事業概要					
<p><令和5年度></p> <p>放射線相談支援員の配置により、帰還者、避難先居住者両方の村民への相談業務を実施する。業務の実施状況や関係機関との連携により、必要に応じ見直しを行う。</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村に向けた不安解消が重要な課題の一つである。本事業は、村民が健康・生活上の安全・安心を確保すること、放射線の影響等に対する不必要な不安を抱かないことにつながり、1人でも多くの村民の帰村を促すことに資するものである。</p>					
関連する事業の概要					
・ 特になし					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

NO.	46	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘西部その 1）	事業番号	(5)-40-1
交付団体	飯舘村		事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費	(1,144,775（千円）） 1,217,174（千円）		全体事業費	(1,144,775（千円）） 1,217,174（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>飯舘村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ、作付け・出荷・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理をすることができなかつたことから農業用施設の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そのため、本事業を導入し農業用水利施設等の保安全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築及び農作業の効率化を図り、農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>(1) 事業の概要</p> <p>本事業の対象となる地区は、平成 23 年 3 月 11 日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による影響により長期間の避難指示区域となっていたため、農地等の適正な管理ができなかつた地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設周辺の荒廃により、降雨による農地洗掘や排水路への農地土壌の流出、農地の冠水が生じており、早期の営農再開を企図する農業者にとって大きな障害となっているため、農業用水利施設等の整備、修繕を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。</p> <p>特に当該地区については、平成 28 年度までに環境省直轄による農用地除染が完了しているものの、その後、農業用排水施設等の保安全管理を実施するための事業を一度も実施していない。このため、震災後初めての主食用米の作付けを再開するためには、早急に農業用排水施設等の適切な保安全管理を実施する必要がある。</p> <p>令和 2 年度までは農業用排水施設等の保安全管理等を実施し、令和 3 年度より作付けを再開するエリアから整備を実施することで、農業者が円滑に営農再開できる環境を構築する。</p>					
<p>(2) 事業実施内容</p> <ul style="list-style-type: none">・農業用排水施設等の保安全管理 一式・農業用排水施設等の補修 一式					
<p>(3) 復興計画への位置づけ</p> <p>「いいたて まていな復興計画（第 1 版）」P23 基本方針⑤「まていブランドを再生する」、「いいたて まていな復興計画（第 5 版）」P67、68 営農再開「2 安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 28～30 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・農業用排水施設等の保安全管理・補修 <p>6 行政区（伊丹沢、前田・八和木、大久保・外内、上飯樋、飯樋町、前田）</p> <p><令和元～2 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・農業用排水施設等の保安全管理・補修 <p>8 行政区（草野、深谷、関沢、小宮、佐須、宮内、臼石、二枚橋・須萱）</p> <p>1 行政区（比曾）</p> <p><令和 3 年～4 年度></p> <p>1 行政区（蕨平）</p> <p><令和 5 年～7 年度></p> <p>5 行政区（大久保・外内、上飯樋、関根・松塚、前田、深谷）</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>本事業導入によって、本格的な営農再開に向けた農業用排水施設の保安全管理を行うことで、住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。</p>					
関連する事業の概要					
特になし。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(飯館村) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票
令和 5 年 1 月時点

NO.	47	事業名	農業基盤整備促進事業(飯館西部その2)	事業番号	(5)-42-2
交付団体	飯館村		事業実施主体(直接/間接)	飯館村(直接)	
総交付対象事業費	(3,474,177(千円)) 4,792,125(千円)		全体事業費	(4,331,177(千円)) 5,649,125(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>飯館村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ、作付け・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理を行うことができなかったため農業用排水施設等の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そのため、本事業を導入し農業基盤整備を進めることにより、農作業の効率化を図り農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要 長期間農用地等の適正管理ができなかったことから、用排水路の老朽化等により営農に支障をきたしていることを踏まえ、効率的な営農環境の整備として農業用排水施設等の整備を行う。営農再開に向けて早期の整備が必要なことから、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 ヶ年で整備に必要な測量設計及び工事を実施し、農業者が営農再開できる環境整備を図る。					
(2) 事業実施内容 ＜第 42 回＞今回申請分 ・農業用排水施設 L=32,998m ・農作業道 L=870.0m ・暗渠排水 A=61.0ha ・測量設計 一式					
(3) 復興計画への位置づけ 「いいたて までの復興計画(第 1 版)(平成 23 年 12 月)」P23 基本方針⑤「までのブランドを再生する」 「いいたて までの復興計画(第 5 版)(平成 27 年 6 月)」P67、68 営農再開「2 安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」 (事業間流用による経費の変更)(令和 4 年 1 月 14 日) 各地区営農計画に応じて、保留している交付金を速やかにかつ効率的に執行するため、(5)-42-3 農業基盤整備促進事業(深谷地区)から 370,000 千円(国費 286,750 千円)、(5)-42-7 農業基盤整備促進事業(飯館東部その 2)から 487,000 千円(国費 377,425 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 3,197,900 千円(国費 2,478,369 千円)から 4,054,900 千円(国費 3,142,544 千円)に増額。					
当面の事業概要					
＜第 15 回(H28~H29)＞ ・測量設計 一式 ・農業用排水施設等 L=5,470m ・暗渠排水 A=9.6ha		＜第 21 回(H30~H32)＞ ・測量設計 一式 ・農業用排水施設等 L=10,700m ・暗渠排水 A=130.0ha		＜第 22 回(H30)＞ ・測量設計 一式 ・農作業道 L=401m	
＜第 24 回(H31)＞ ・測量設計 一式		＜第 26 回(R1~R2)＞ ・測量設計 一式 ・農作業道 L=3,300m		＜第 29 回(R2~R5)＞ ・(測量設計 一式) ・(農業用排水施設等 L=22,830m) ・(暗渠排水 A=37.3ha) ・(客土 A=37.3ha)	

<第 36 回 (R2~R5) > ・測量設計 一式 ・農業用排水施設 L=48,886m ・暗渠排水 A=37.3ha ・客土 A= 1.2ha ※第 29 回申請の内容変更	<第 38 回 (R4~R5) > ・農業用排水施設 L=3,507m	<第 42 回>今回申請分 ・農業用排水施設 L=32,998m ・農作業道 L=870.0m ・暗渠排水 A=61.0ha ・測量設計 一式
地域の帰還・移住等環境整備との関係		
本事業導入によって、本格的な営農再開に向けた農業用排水施設等の整備を行うことで、住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。		
関連する事業の概要		
特になし。		
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。		
関連する基幹事業		
事業番号		
事業名		
交付団体		
基幹事業との関連性		

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

NO.	54	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘地区）	事業番号	(5)-40-3
交付団体		飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費		(100,917 (千円)) 118,917 (千円)	全体事業費	(100,917 (千円)) 118,917 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>飯舘村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ作付・出荷・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理をすることができなかつたことから農業用施設の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そのため、本事業を導入し農業用水利施設等の保全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築および農作業の効率化を図り農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要 本事業の対象となる地区は、平成 23 年 3 月 11 日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による影響により長期間の避難指示区域となつていたため、農地等の適正な管理ができなかつた地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設周辺の荒廃により、降雨による農地洗掘や排水路への農地土壌の流出、農地の冠水が生じており、早期の営農再開を企図する農業者にとって大きな障害となつているため、農業用水利施設等の整備、修繕を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。					
(2) 事業量 ・ 農業用排水施設等の保全管理 1) 農道 N= 1 式					
(3) 復興計画への位置づけ 「いいたて までの復興計画（第 1 版）」P. 24 基本方針⑤「までいブランドを再生する」 「いいたて までの復興計画（第 5 版）」P. 68 営農再開「2. 安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」					
当面の事業概要					
・ 農業用排水施設等の保全管理 1) 農道 道路巡回 84h、水路清掃 310 m ² 、農道草刈 109km、除草剤散布 11km、支障木伐採 2,700 m ² 舗装修繕 4t、路肩補修 90 m ²					
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本事業導入によって、本格的な営農再開に向けた農業用排水施設の保全管理を行うことで、住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。					
関連する事業の概要					
特になし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1 - 3)

福島県 (飯舘村) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票
令和 5 年 1 月時点

NO.	95	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 飯舘地区	事業番号	(5)-40-6
交付団体	飯舘村	事業実施主体 (直接/間接)	飯舘村 (直接)		
総交付対象事業費	(1,807,562 (千円)) 2,433,858 (千円)	全体事業費	(1,807,562 (千円)) 2,433,858 (千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災後、村は東京電力福島第 1 原子力発電所から 30km 圏内にあることから、計画的避難区域となり全村避難したため、地域農業の再開・震災からの復興が課題となっている。</p> <p>福島第 1 原子力発電所の事故以前は、ため池の堆積土砂を除去するなどの維持管理を行っていたが、事故後は、堆積土砂に含まれる放射性物質の影響によって、維持管理が困難な状態が続いている他、放射性汚染物質の流出による下流域・農地への汚染拡散が懸念される。</p> <p>農業水利施設として、ため池の機能保全を図るとともに堆積放射性汚染物質の農地・下流域への拡散を防止するために、放射性汚染物質の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。(技術マニュアル P27 の 3 要件に該当しない)</p> <p>本事業を推進することにより、農業水利施設の機能保全・回復を行い、地域住民の帰還促進と営農再開を図る。</p>					
事業概要					
<p>(1) 事業の概要</p> <p>上記目標を達成するため、ため池の水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行い、さらに汚染濃度が高いため池については、ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行う。これら調査結果を踏まえ、汚染濃度が高いため池について汚染拡散防止対策 (底泥除去) の実施設計を行い、その対策を実施するものである。</p> <p>(2) 事業実施内容</p> <ul style="list-style-type: none">・対策工 (61 箇所) <p>(3) 復興計画への位置づけ</p> <p>「いいたて まいでいな復興計画 (第 1 版)」P23 基本方針⑤「まいでいブランドを再生する」、「いいたて まいでいな復興計画 (第 5 版)」P67、68 営農再開「2 安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」</p>					
当面の事業概要					
<p><令和 5~7 年度></p> <p>○対策工</p> <ul style="list-style-type: none">・対策工 (9 箇所) ……第 42 回申請・対策工 (27 箇所) ……今後申請予定					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>本事業を導入して、ため池の汚染拡散防止対策を進めることにより、速やかに営農再開ができる環境の整備及び農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。</p>					
関連する事業の概要					
特になし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県(飯舘村) 帰還・移住環境整備事業計画 帰還・移住環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

NO.	97	事業名	農業基盤整備促進事業(長泥地区)	事業番号	(5)-42-6								
交付団体	飯舘村	事業実施主体(直接/間接)	飯舘村(直接)										
総交付対象事業費	(67,882(千円)) 167,882(千円)	全体事業費	(67,882(千円)) 167,882(千円)										
帰還・移住環境整備に関する目標													
<p>飯舘村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ、作付け・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理を行うことができなかったため、農業用排水施設等の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そのため、本事業を導入し農業基盤整備を進めることにより、農作業の効率化を図り農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>													
事業概要													
<p>(1) 事業の概要</p> <p>本地区は、帰還困難区域であり、現在に至るまで長期間に渡り、農用地や農業用排水施設等を適正に保全管理できなかったことから、農用地は荒廃し排水路は損壊しており、営農に支障をきたしていることを踏まえ、効率的な営農環境の整備として区画整理を行い農用地の整備を行う。</p> <p>平成29年6月30日、福島復興再生基本方針の中で「再生利用先の創出等に関し、関係省庁等が連携して取組を進める。」ことを閣議決定。</p> <p>平成29年11月20日、村は環境省に対し、①現在国において検討中の除去土壌の再生利用の知見を生かしつつ、村内の除去土壌の再生利用も含め、長泥地区の土地造成・集約化を通じた環境再生を行うこと、②環境再生後の長泥地区において、園芸作物や資源作物の栽培等による長期的な土地利用が可能になるよう有効な支援を行うことを要望。</p> <p>平成29年11月22日、①環境省及び飯舘村は、今後、長泥地区における除去土壌の再生利用を含む環境再生事業を通じて、長泥地区の復興のみならず、飯舘村、福島県の復興に貢献する。②環境省、飯舘村及び長泥行政区が連携して、有識者の意見を踏まえ、安全・安心に十分配慮しながら、実証事業に着手することを、環境省、村、長泥行政区で合意。</p> <p>平成30年3月27日、飯舘村が飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画を申請。</p> <p>平成30年4月20日、飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画が、関係行政機関の長への同意を得て、内閣総理大臣により認定。</p> <p>以上のことを受け、政府をあげて取り組む飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき農の再生ゾーンの一部について、環境省の環境再生事業と農業基盤整備促進事業を一体的に取り組むことで、環境省の除去土壌の再生利用により減容化を図るとともに、区画整理により土地の集約化を図り、園芸作物や資源作物の栽培等による長期的な土地利用を目指す。</p> <p>また、営農再開に向けて早期の整備が必要なことから、令和元年度から令和7年度までの7ヶ年間で整備に必要な事業計画策定、測量設計、工事及び換地業務を実施し、農業者が営農再開できる環境整備を図る。</p> <p>(2) 事業実施内容</p> <table border="0" data-bbox="252 1778 1011 1921"><tr><td data-bbox="252 1778 363 1805"><第 26 回></td><td data-bbox="683 1778 794 1805"><第 42 回></td></tr><tr><td data-bbox="252 1816 496 1843">・事業計画策定 一式</td><td data-bbox="683 1816 927 1843">・土層改良 A=14.6ha</td></tr><tr><td data-bbox="252 1854 544 1881">・換地原案作成 A=34.0ha</td><td data-bbox="683 1854 1011 1881">・農業用水路施設 L=379m</td></tr><tr><td></td><td data-bbox="683 1892 879 1919">・測量設計 1式</td></tr></table> <p>(3) 復興計画への位置づけ</p> <p>「飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画」(平成 30 年 4 月 20 日内閣総理大臣認定)</p>						<第 26 回>	<第 42 回>	・事業計画策定 一式	・土層改良 A=14.6ha	・換地原案作成 A=34.0ha	・農業用水路施設 L=379m		・測量設計 1式
<第 26 回>	<第 42 回>												
・事業計画策定 一式	・土層改良 A=14.6ha												
・換地原案作成 A=34.0ha	・農業用水路施設 L=379m												
	・測量設計 1式												

当面の事業概要	
<第 26 回 (R1~R4) > ・ 事業計画策定 一式 ・ 換地原案作成 A=34.0ha	<第 42 回 (R5~R7) > ・ 土層改良 A=14.6ha ・ 農業用排水路施設 L=379m ・ 測量設計 1式
地域の帰還・移住環境整備との関係	
本事業導入によって、帰還困難区域解除後の営農再開に向けて、環境省の環境再生事業と農業基盤整備促進事業を一体的に取り組むことで、長泥地区住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。	
関連する事業の概要	
政府をあげて取り組む飯館村特定復興再生拠点区域復興再生計画の一部である農の再生ゾーンについて、環境省の環境再生事業と農業基盤整備促進事業を一体的に取り組むことで、環境省の除去土壌の再生利用により減容化を図るとともに、区画整理により土地の集約化を図り、園芸作物や資源作物の栽培等による長期的な土地利用を目指す。	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和5年1月時点

NO.	108	事業名	水道水に対する住民不安解消事業	事業番号	(3)-23-5
交付団体	飯舘村		事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費	(16,667（千円）） 26,795（千円）		全体事業費	(16,689（千円）） 26,817（千円）	

帰還・移住等環境整備に関する目標

村が進める安全・安心な住環境づくりの一つとして、滝下浄水場において放射性物質自動測定装置による水道水の連続的なモニタリング検査を実施するとともに、村内の他3カ所の浄水場（花塚、田尻、大倉）の水道水も滝下浄水場へ運搬して検査を実施し、その結果を周知することで、水道水に対する村民の不安払拭と村民の帰還促進を図る。

事業概要

(1) 事業の概要

村の水道水に対する村民の不安を払拭するには、水道水の安全性を常時監視できる体制を整えることが重要である。そのため、村内の滝下浄水場に設置した放射性物質自動測定装置により、連続的な放射性物質モニタリング検査を実施するとともに、村内の他3カ所の浄水場（花塚、田尻、大倉）の水道水も滝下浄水場へ運搬し、同様に検査を実施する。

(2) 事業実施内容

- ・簡易水道事業放射性物質自動測定システム維持管理及び保守点検業務
- ・放射能測定用水道水検体運搬業務（週3回）

(事業間流用による経費の変更) (令和5年1月13日)

公共工事設計労務単価（福島県土木部）の改定による人件費増額及び新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ経済が世界的に回復してきたことによる燃料需要増に伴う燃料費増額によって、委託費が増額したため、(3)-23-3 村内放射線量モニタリング業務から22千円（国費22千円）を流用。これにより、交付金対象事業費は16,667千円（国費16,667千円）から16,689千円（国費16,689千円）に増額。

当面の事業概要

<令和5年度>

- ・簡易水道事業放射性物質自動測定システム維持管理及び保守点検業務
- ・放射能測定用水道水検体運搬業務

<令和6年度以降>

令和5年度と同様

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本村の再生・復興には、幅広い世代の村民の帰還が大きな課題の一つである。
村が、放射性物質に対する村民の不安を少しでも払拭するために、飲料用でもある水道水の連続的な放射性物質モニタリング検査を行い、周知することにより、一人でも多くの帰還を促すことに資する。

関連する事業の概要

特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(飯舘村) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

NO.	112	事業名	飯舘村交流・移住・定住等促進支援事業	事業番号	(7)-49-2
交付団体		飯舘村	事業実施主体(直接/間接)	飯舘村(直接)	
総交付対象事業費		(77,461(千円)) 158,955(千円)	全体事業費	(77,461(千円)) 158,955(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>本村は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に起因する東京電力福島第 1 原子力発電所の事故により約 6 年間、全村に避難指示が出された。その後、平成 29 年 3 月 31 日に長泥地区を除く 19 行政区の避難指示が解除され、住民の帰還が進められることとなったが、長期の避難生活により生活基盤が村外に確立してしまった世帯も多く、令和 4 年 4 月 1 日時点において、村内で生活している村民が 778 世帯、1,476 人に留まっていることが本村の課題となっている(平成 23 年 3 月 11 日住民登録人口 6,509 人)。</p> <p>また、少子高齢化も課題であり、本村の高齢化率(65 歳以上人口比率)は平成 22 年の 30%から、令和 7 年には 40%前後まで上昇してしまうと想定される。</p> <p>これらの課題を解決し、地区コミュニティの再生・再構築や産業の活性化等、村内全体の復興再生を図るため、新たな活力を呼び込むことに繋がる交流・関係人口の拡大や住民の移住・定住の促進が本村として必要である。</p> <p>なお、村としては、「飯舘村第 6 次総合振興計画(令和 3 年度～令和 7 年度)」において、移住関連分野の施策として「関係人口を増やし、交流を深める仕組みをつくる」、「移住・定住の受け入れを推進する」、「安心して定住できる環境の整備」等を掲げていることから、飯舘村第 6 次総合振興計画に基づき、移住のきっかけとしての交流推進、定住に繋がる移住推進、そして定住者が住み続けられる環境の整備推進を進めることとしている。</p> <p>これらのことから、村は、さらなる再生と発展を目的として、ふるさとの担い手により地域の魅力を最大限引き出しながら交流・移住・定住の促進に取り組むため、移住推進体制の整備を進める。</p>					
事業概要					
<p>本村では、効果的な交流・移住・定住を促進するため、令和 4 年 7 月に「移住サポートセンター(以下センター)」を開設して移住関連事業に取り組んできた。</p> <p>令和 4 年度の現時点での実績としては、センターでの対応や、空き家の紹介、登録、交流人口獲得のためのツアー実施などの結果、ツアーによる 20 名の交流人口の創出及び 7 世帯 14 名の移住者の実績となった。</p> <p>またいずれも本村が掲げる中期戦略およびターゲット層に合致した世帯の移住となった。</p> <p>一方でセンターの村内外への周知不足という課題を確認した。</p> <p>本年度の現時点での移住者実績は 14 名であるが、問い合わせ件数としては、12 月末現在約 50 件であり、これは 1 か月 10 件程度にとどまっている。これは、センターを移住業務の中心的役割を果たす目的で設置しており、中期戦略では、令和 7 年度までに 200 名の移住者を目標にしていることを考えると、少ないといえる。</p> <p>以上のことから、令和 5 年度事業は令和 4 年度に引き続きセンターにかかる業務を実施していく。</p> <p>令和 4 年度に続きセンターを設置し、交流・移住・定住の拠点とすることに加え、センター自主イベントの開催や、移住希望者や移住者へ村での仕事のイメージを想起させやすくするため、各企業や農家にヒアリングを実施するなどを行いながら、移住を希望する方の相談を積極的に受け入れる。さらに各種メディア(「SNS」「Web」、ポスターの作成、移住専門雑誌)を活用し、村内外へ飯舘村への移住を呼びかけることで、本村における交流移住定住施策を村全体で盛り上げる機運を高めながら、あらゆる交流・移住・定住の機会を創出することで、相談件数等を増加させ、確実な移住につなげる。</p> <p>以上、効果的に交流・移住・定住を促進させるため、移住関連業務について委託を実施する。</p> <p>※飯舘村移住・定住促進中期戦略における位置づけは次のとおり。</p>					

・「6. 移住・定住の主な取組」の「(2) 移住相談窓口の整備」

2. 総合振興計画における当該事業の位置づけ

飯館村第6次総合振興計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）において、移住関連事業は福祉や防災等と並び重点事業種別の一つとして位置づけられており（計画書P.17参照）、「関係人口を増やし、交流を深める仕組みをつくる」、「移住・定住の受け入れを推進する」、「安心して定住できる環境の整備」等の記載もある（計画書P.46参照）ことから、当該事業は飯館村第6次総合振興計画に沿ったものである。

当面の事業概要

<令和5年度>

飯館村交流・移住・定住等促進支援として、次の事項について外部企業に業務を委託する。

飯館村交流・移住・定住等促進支援事業業務 81,494,600 円

① 移住相談窓口の運営

- ・移住者が入るべき、行政区等村内コミュニティへの加入サポート（つなぎ役）
- ・移住者交流会等、移住者・移住予定者と地元住民の交流促進のためのイベント開催
- ・移住サポートセンター（移住相談窓口）の管理・運営

② 移住情報発信業務

- ・村 SNS を活用した移住促進のための情報発信
- ・移住 PR のためのポスター作成、印刷及び各所への配布
- ・移住系雑誌や県外の交通機関（駅構内等）への移住広告の掲載

③ 地域おこし協力隊の活動および採用支援

- ・協力隊の活動（各種書類作成や主催事業等）のサポート
- ・協力隊の採用支援

④ 移住者向け就労支援

- ・村内企業へのヒアリングにより職場の雰囲気や仕事内容等をより詳しく・分かりやすく整理。村の移住ポータルサイトや SNS で移住者・移住希望者へ発信する。
- ・移住者向けの企業見学や農家見学の手配等の就職サポート

<令和6年度以降>

令和5年度の内容を基本としつつ、必要に応じて内容を見直す。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本事業によって移住相談窓口や情報発信体制、地域おこし協力隊の支援体制が整備されることで、移住希望者が移住情報を効率的に得られるようになるほか、交流の活性化や、交流をきっかけとした移住者の増加が図られ、移住者が定住者として村に住み続けることによって、ふるさとの担い手による地区コミュニティの再生・再構築や産業の活性化等が図られ、村内全体の復興再生につながる。

関連する事業の概要

特になし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--